

業務提携契約書

X（以下、「甲」という。）とY（以下、「乙」という。）とは、両社間で業務提携をすることに合意したので、以下の通り業務提携契約を締結する。

第1条（業務提携の目的）

甲と乙とは、甲乙相互が発展するために、両社それぞれの得意分野や経営資源を利用して新製品・新技術の開発を甲及び乙が協力して推進することを目的とし、業務提携するものとする。

この業務提携は、将来必要であれば、合弁会社を設立することも視野に入れるものとする。

第2条（業務分担）

本契約により提携する業務の範囲は、甲及び乙が、共同または協力して行う新製品開発のための企画・研究・開発・設計・清算・販売業務とする。

なお、新機種の開発や、本商品の販売につき発生する問題の解決は、両社相互に協力し、必要に応じ協議のうえ行うものとする。

※提携する業務の内容と範囲を明確にする。

第3条（業務の推進方法）

本契約の業務については、甲及び乙が相互に対等の割合で業務の主導をするものとする。

2 前項の主導を成した当事者は、これによって生じた費用およびリスクを負担するものとし、相手方にその負担の一部を依頼する場合は、書面にて事前に通知をしなければならない。

第4条（知的財産権）

本契約にもとづいて行う個々の業務の過程で発生する知的財産権については、原則として発明または考案した者の所属する企業に帰属するものとする。

2 発明または考案した者が、甲および乙双方に存在する場合は、両当事者の共同出願とする。

3 前二項の場合において、甲および乙が第三者に知的財産権の実施を許諾するときは、事前に甲乙協議のうえ、決定するものとする。

※知的財産権の帰属先を明確にしておきます。

第5条（自主独立）

本業務提携を行った場合でも、甲と乙は新商品・新技術の販売は自己の負担と責任において行い、且つそれぞれの経営も自主独立で行うものとし、相互に相手側の営業には一切干渉せず、また経営にも関与しないものとする。

但し、本契約の有効期間中、甲および乙は、本商品と競合する商品の取扱、あるいは競合する事業は、相手方の書面による承諾をえないかぎり、行わないものとする。

※競業製品の取り扱いの禁止の規定も盛り込んでおきます。

第6条（秘密保持）

甲および乙は、本契約に基づく業務提携により知りえたお互いの情報を相手方の書面による同意がないかぎり第三者に開示しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約時に既に公開となっている情報及び相手方の許可を得た情報、独自に開発または取得した情報についてはこの限りではない。

3 前項の規定は、本契約終了後も5年間存続する。

※ここでは一般的な条文となっていますが、より細かく規定するには、相手方に機密情報を提供した時に、その情報がどのようなルートで伝達されるのか、誰が情報を管理するのか、万が一外部に漏れた際にはどのような責任の所在となるのかについて決めておくことにより、より厳格な情報管理が可能となります。

第7条（費用負担）

本契約に基づく提携業務の履行にあたり発生した費用は、各自が負担するものとし、相手方には請求しないものとする。

但し、業務の内容により、予め両者間で費用の負担を別途取り決めた場合には、このかぎりではない。

第8条（契約期間）

本契約の期間は、〇〇年間とする。但し、当事者いずれかからの〇〇ヶ月前の事前申し入れにより、本契約の解除ができるものとする。

本契約が解除された場合には、個別売買契約も解除できるものとし、解除までに成立した契約には影響を及ぼさないものとする。

なお、契約期間の延長は両当事者の合意によって行うものとする。

※業務提携の期間を設定する場合

第9条（権利の質入及び譲渡の禁止）

甲及び乙は、本契約において保有する権利及び義務の全部または一部を、相手方の書面による事前の同意がない限り、第三者に質入れ、譲渡もしくは担保の目的に供してはならない。

第10条（権利の放棄）

甲および乙の一方が、相手方の特定の契約違反を許容し、その違反により発生する損害賠償請求権等の放棄をしても、その後の違反に対する権利を放棄するものではないことを、甲乙双方は確認する。

2 特定の条項の権利放棄を契約期限まで認める場合は、権利をもつ契約当事者が、書面にて放棄する旨を承諾しなければならない。

第11条（契約の解除）

甲または乙は、他の当事者が次の各号の一つに該当したときは、催告なしにただちに、本契約およびこれにもとづく個別契約の全部または一部を解除することができる。

- ①本契約あるいは個別契約の条項に違反したとき
 - ②銀行取引停止処分を受けたとき
 - ③第三者から強制執行を受けたとき
 - ④破産・民事再生、または会社更生等の申立があったとき
 - ⑤信用状態の悪化等あるいはその他契約の解除につき、相当の事由が認められるとき
- 2 甲および乙は、契約解除等により相手方に対して与えた損害を賠償する義務を負う。

※契約期間中であっても契約が解除出来ることを明記しておきます。

第12条（不可抗力）

本契約上の義務が、以下に定める不可抗力に起因して遅滞もしくは不履行となったときは、甲乙双方本契約の違反とせず、その責を負わないものとする。

- ①自然災害
- ②戦争、内乱、暴動、革命および国家の分裂
- ③ストライキおよび労働争議
- ④火災および爆発
- ⑤伝染病
- ⑥政府機関による法改正
- ⑦その他前各号に準ずる非常事態

2 前項の事態が発生したときは、被害に遭った当事者は、相手方にただちに不可抗力の発生の旨を伝え、予想される継続期間を通知しなければならない。

3 不可抗力が90日以上継続した場合は、甲および乙は、相手方に対する書面による通知にて本契約を解除することができる。

第13条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

第14条（合意管轄）

甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本契約締結を証するため、本書二通作成し、両当事者それぞれ記名捺印の上、各一通を保有する。

平成 年 月 日

(甲)

(乙)